（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

2　特定商取引に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

別表第二第十八号中「第八十九条第三項」を「第八十九条第五項」に改め、同表に次の一号を加える。

五十　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第二条第十号に規定する特定適格消費者団体が同法第六十五条第二項に規定する業務として行う役務の提供

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

3　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十八号の次に次の一号を加える。

四百三十八の二　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十一月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十四号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年十二月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十一月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十五号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第八十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例）

第四条　法第七十八条第一項に規定する国派遣職員は、国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）第四条第三項の規定の適用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等とみなす。

附　則

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十一号）の施行の日（平成二十七年十二月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十一月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第三項及び第五項、第六条の二第二項及び第三項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十五条第一項及び第四項、第十五条の三の三第三項並びに第二十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号の次に次の二号を加える。

一の二　廃水銀（人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものに限る。）

一の三　前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

第一条第四号及び第五号中「第二条の四第五号チ⑹」を「第二条の四第五号リ⑹」に改め、同条第六号及び第七号中「第二条の四第五号ヌ㉕」を「第二条の四第五号ル㉕」に改める。

第二条第十二号イ中「第三条第三号ヲ」を「第三条第三号ワ」に改める。

第二条の四第五号中「廃棄物をいう。以下同じ」を「廃棄物をいう」に改め、同号中ヌをルとし、トからリまでをチからヌまでとし、同号へ中「若しくは」を「又は」に改め、同号へを同号トとし、同号中ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物であつて、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

第三条第三号中「ヲに」を「ワに」に改め、同号ロ中「埋立処分」を「一般廃棄物（ヌ⑵に規定する水銀処理物を除く。）の埋立処分を行う場合には、埋立処分」に改め、同号中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ　水銀処理物（第一条第一号の二に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（同条第一号の三の環境省令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。⑵及び⑶において同じ。）の埋立処分を行う場合には、次によること。

⑴　水面埋立処分を行つてはならないこと。

⑵　水銀処理物（水銀の溶出についての基準であつて環境省令で定めるものに適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。